

豊岡市創業支援補助金 公募要領（2021年7月16日施行）

項目	内容
対象事業	<p>豊岡商工会議所又は豊岡市商工会の支援及び計画認定を受け、補助金交付決定後に行う次の事業。</p> <p>① 創業（個人事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で事業を営んでいない者が、市内で新たに事業を始める事業。 <p>② 創業（法人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本店所在地及び主たる営業所を市内に置く法人を新たに設立する事業。 <p>③ 事業承継（個人事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃業する市内の事業主から、営業内容の連続性が認められる複数の要素（屋号・物件・顧客等）を引き継ぎ、市内において開業する事業。 <p>④ 事業承継（法人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 承継者が市内法人の代表権及び業務執行権を承継し、経営権を取得する見込みである事業。 <p>なお、事業実施に伴い、原則豊岡商工会議所又は豊岡市商工会の行う「特定創業支援事業」を受講すること。</p>
対象経費	<p>次に掲げる経費で、補助金交付決定後に契約・発注・支払を行うもの。（消費税は対象外）</p> <p>① 事業所の開設に要する工事費及び賃借料（賃借料は事業期間内を対象に支払う部分に限る。）</p> <p>② 設備又はシステム（取得価額が概ね1万円以上のもの）の購入、借用、製作及び改良に要する経費</p> <p>③ 広告宣伝に要する外注費及び印刷費（自己により印刷を行うものを除く）</p> <p>但し、上記に該当する経費であっても、下記の場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三親等内の親族及び生計を一とする者に支払う費用 ・ 中古設備（アンティーク品を含む） ・ 自動車・バイク等の車両（移動販売専用車等用途が限定される場合は除く） ・ その他市が補助金の交付対象として不適切と認めるもの
補助率及び補助金額	<p>補助率：予算の範囲内で補助対象経費の3分の1以内。</p> <p>但し、次に掲げる事項に該当する場合は2分の1以内。</p> <p>① 女性、満45歳以下（※）の者</p> <p>② 女性、満45歳以下（※）の者が代表者であって、市内に事業所を置く中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）その他収益事業を行う法人（事業承継を行う場合に限る。）は2分の1以内。</p> <p>（※1975年4月2日以降生まれの者）</p> <p>上限：100万円（1,000円未満切捨て）</p>
対象者	<p>市内において創業又は事業承継を行う市税を滞納していない者。</p>

	<p>但し、次に掲げる事項に該当する場合は対象外とする。</p> <p>① 暴力団など反社会的構成員又はそれらの関係者</p> <p>② その他市が補助金を交付することが不相当であると認められる者及び同事業を行う者。</p>
公募期限	2021年8月19日（木）午後5時まで ※今年度最終の公募です
提出書類	<p>① 豊岡市創業支援補助金補助事業計画書（別表及び関係書類を含む）</p> <p>② 豊岡市創業支援補助金補助事業計画認定書</p> <p>③ 市税を滞納していない証明書</p> <p>④ 誓約書（豊岡市暴力団排除条例関係）</p>
審査	プレゼンテーション審査を行います。（日時別途通知）
申請・採択の制限等	<p>① 申請：1公募につき1者あたり1件まで</p> <p>② 採 択：1年度につき1者あたり1件まで</p> <p>③ その他：国県等補助制度が利用可能な場合は当該制度の利用を優先のこと</p>
事業期間	交付決定日から2022年2月21日（月）まで
実績報告の期限	2022年2月28日（月）まで
実績報告に関する書類等	事業に関する領収書・振込伝票、請求書、見積書（変更見積を含む）、納品書等の証票は、実績報告時に必要になるため、必ず保管して下さい。
補助事業内容の変更	事業内容・経費に関する変更が生じる場合、原則事前に承認申請手続きをして下さい（市の承認なく変更した場合、補助事業が無効になる場合があります）。
補助金の概算払	実績報告完了後に支払い（但し、事業期間中において、既に支払いが完了した経費に掛かる補助金を同総額の7割以内の範囲で支払い可）。
補助金の返還	<p>次に該当する場合、補助金の返還を求めます（但し、災害・病気等やむを得ない事情による場合を除く）。</p> <p>① 事業完了後3年以内に事業を廃止した場合</p> <p>② 市による補助事業に関する調査に協力しない場合</p> <p>③ 正当な理由なく豊岡市外を拠点として事業実施した場合</p> <p>④ その他虚偽によって補助金の交付を受けるなどの事由により、市長が返還の必要性を認める場合</p>
補助事業の公表	豊岡市ホームページ及び市刊行物において採択者名、事業名及び交付決定額を公表する場合があります。
その他	この補助金と豊岡市の別の補助金を併用することはできません。

【申込み・問合せ】豊岡市環境経済部環境経済課経済政策係
Tel:0796-23-4480/E-mail:ecovalley@city.toyooka.lg.jp